

## 平成 21 年度第 3 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 22 年 1 月 27 日(水) 午後1時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター1 階 第 1 会議室

### 3.出席者

(委 員) 荒賀委員(会長)、小林委員、渡辺委員、福嶋委員、深作委員、宇田川委員、中沢委員、三浦委員、小澤委員、飯塚委員、関委員

(事務局) 箕健康福祉部部長、金子健康福祉部次長、木内介護保険課長、佐久間高齢者支援課長、宇田川健康増進課長、大塚地域包括支援センター所長、大塚介護保険課主幹、植草介護保険課課長補佐、長島高齢者支援課課長補佐、関根健康増進課課長補佐、池田保険料係長、河野認定係長、佐藤成人保健係長、関口主事、深貝保健師、渡邊主事

### 4.進 行

1.開 会

2.会長あいさつ

3.議 題

(1)平成 22 年度予算(案)及び主要事業について

(2)介護予防ケアマネジメント委託業務の追加事業所の承認について

(3)指定地域密着型サービス事業者の承認について

(4)新設された認知症高齢者グループホームについて

### 5.会議経過

議事の概要 (1)・(4)について

各議題について事務局より説明を行った際に、表明された主な意見は次のとおり。

議題(1)について

委 員:仮称新浦安駅前地域包括支援センター整備事業について、もう少し詳しい説明をお願いします。

事務局:仮称新浦安駅前地域包括支援センターは、平成 23 年 4 月開設に向けて、事業者の募集、事務の引継ぎなどの準備を進めていきます。地域包括支援センターは、浦安には猫実1箇所しかありませんでした。高齢化率が平成 26 年には 13.9 パーセントに上昇することが予想されており、特に中町地域で高齢化率が高い傾向にありますので、第 4 期介護保険事業計画のなかで高齢化率の高い地域から整備することになり、平成 21～23 年度の間に一箇所整備していきます。職種の配置については、在宅介護支援センターの場合は、法律のなかで位置づけられていませんが、地域包括支援センターになりますと、保健師、主任介護支援専門員(ケアマネージャー)、社会福祉士を必須配置となっています。そのため複数の専門職のもと、業務をワンストップ化することができ、相談業務が一連の流れで受けられるようになりますので地域の住民にとっては利便性の高い施設になるのではないかと思います。圏域については、湾岸道路を境に海側を新しく整備される新浦安の地域包括支援センターが管理し、陸側を猫実地域包括支援センターが管理ようになります。

委員:施設の規模的には、どのくらいのものになるのですか。猫実の地域包括支援センターと同じくらいのものになるのですか。

事務局:猫実地域包括支援センターは、現在浦安市全域を担当していて、介護予防事業も行っていきますので 19 人体制で運営しています。仮称新浦安駅前地域包括支援センターでは介護予防事業は行わず、相談・支援業務が中心となりますので、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士など 4 人以上の配置になる予定です。

委員:いこい荘の跡地に地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)を建設するということですが、これは公設民営ですか。

事務局:小規模特養の運営主体は社会福祉法人ということになります。今回の整備につきましては、整備主体である法人を募集し、民設民営で行う考えです。

委員:建物を事業者が建てるということですね。土地の貸与などは行うのですか。

事務局:土地の貸与、補助金の交付などを考えています。

委員:小規模特養の規模はどのくらいのものになるのか。

事務局:小規模特養の定員ですが、最大で 29 名ということですので、それ以下の定員で整備を進めていきます。

議題(4)について

委員:申込者がグループホームの定員を超えた場合は、どのように入所は決まるのですか。

事務局:基本的には申込順の入所になると思われます。

委員:私の知人でも施設を探している人はいますが、浦安には地方から出てこられて働いている人がたくさんいます。そうすると出身地に親がいる場合は、浦安市に引っ越してこなければ入所はできないのですか。

事務局:施設に空きがあり、浦安市と出身の市町村で同意の取り交わしができれば入所することも可能ですが、原則は市民の方が優先となります。

## 6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 池田・関口  
電話 047-351-1111 内線 1177